

調書（決定）

事件の表示 令和5年（行ツ）第257号

決定日 令和5年10月11日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 名古屋高等裁判所令和4年（行コ）第60号（令和5年4月13日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和5年10月11日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人	X組合
被上告人	愛知県
同代表者	愛知県労働委員会
被上告人補助参加人	Z 1 会社
被上告人補助参加人	Z 2 会社